

大阪・関西万博 ギャラリーEAST
「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運営業務委託事業者の公募要領

1 委託業務名

大阪・関西万博 ギャラリーEAST「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運営業務

2 業務の目的

本業務は、国内外の多くの方が来場する大阪・関西万博において、関西広域連合域内（以下「域内」という。）に多く存在する高品質で魅力的な農林水産物やその加工品を関係団体が一体となりPRするためのブースの装飾及び運営を、令和7年9月29日（月）から10月4日（土）までの6日間催事出展を実施するに当たり、発信力の高い装飾デザインや設営の工夫など魅力のある企画提案を公募型プロポーザル方式により募集する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

4 予定価格（上限）

6,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

大阪・関西万博 ギャラリーEAST「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運営業務仕様書のとおり

6 スケジュール

令和7年4月24日（木） 公募開始

令和7年5月12日（月） 質問受付及び参加申込書・誓約書提出締切

令和7年5月23日（金） 提案書類提出締切

令和7年6月6日（金） 選定審査会（予定）

令和7年6月中旬 契約締結及び事業開始（予定）

令和7年9月29日（月）～10月4日（土）の6日間

関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）催事開催

令和7年11月28日（金） 事業終了（予定）

7 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。ただし、（8）は共同企業体の構成員のいずれかが有していれば良いこととする。

（1）本業務の趣旨を十分に理解の上、支障なく本業務を遂行できること。

（2）次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、関西広域連合構成府県市（※）から入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - コ 役員等（企画提案公募に参加する者の代表者もしくは役員又はこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - サ 企画提案公募に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - シ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと。
 - (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
 - (5) 構成府県市から入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 構成府県市の地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
 - (8) 装飾及び運營業務について、同種又は類似の業務実績（平成27年度～令和6年度の間に元請けで行った実績に限る。）を有すること。

※ 関西広域連合構成府県市（12団体）

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

8 提出書類等について

以下、(1)～(8)はそれぞれ正本1部・副本7部を、その他は各1部を提出すること。

〔(12)～(15)は共同企業体で応募の場合のみ提出〕

- (1) 「大阪・関西万博 ギャラリーEAST「関西広域連合広域産業振興局（農林水産部）」装飾及び運營業務委託」に係る関係書類の提出について【様式1】
- (2) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）

- (3) 企画提案書（自由様式、ただし、用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。）
別紙仕様書を確認の上、以下の内容を企画提案書に盛り込むこと。
ア 具体的な企画提案内容及び運営方法
イ 会場特性や開催期間などを考慮した催事内容の提案
ウ 開催スケジュールに基づき、適切に実施できる体制
- (4) 業務実施体制【様式2】
配置予定である責任者の所属・役職・氏名、業務を実施するに当たっての体制を記述すること。
- (5) 業務実績（自由様式）
装飾及び運營業務について、同種又は類似の業務実績（平成27年度～令和6年度の間に元請けで行った実績に限る。）を記述すること。
- (6) 個人情報の秘密保持・管理体制（自由様式）
知り得た個人情報の取扱方法や管理方法を記述すること。
- (7) 見積書（自由様式）
別紙仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること。
なお、見積書は、施工費一式200万円等と記載するのではなく、床工事 $X \text{ m}^2 \times \text{万円}$ 、システム工事 パネル $Y \text{ 枚} \times \text{万円}$ 、サイン工事 社名版 $Z \text{ 枚} \times \text{万円}$ 等、品目、数量、単価等の詳細を具体的に記載した上で積算したものとする。
- (8) 付加提案（自由様式）
関西広域連合が示す仕様を超える内容又は仕様に無い内容を提案すること。（任意）
- (9) 定款の写し
- (10) 法人登記簿謄本
- (11) 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）
・事業所が所在する都道府県が発行する都道府県税（全税目）及び市が発行する市税の納税証明書
・事業所を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
※共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員の納税証明書を提出すること。
- (12) 共同企業体届出書【様式3】
- (13) 共同企業体協定書（写し）【様式4】
- (14) 委任状【様式5】
- (15) 使用印鑑届【様式6】

9 説明会

説明会は実施しない

10 契約保証金

本業務の契約保証金は、契約金額の5/100以上とする（ただし、利子は付さない。）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に関西広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

11 申込手続等

(1) 各書類の配布・提出部署

関西広域連合 広域産業振興局 農林水産部 販売促進課
(和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 食品流通課内)
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

TEL : 073-441-2819 E-mail : yamanaka_a0024@pref.wakayama.lg.jp

(2) 質問票【様式7】

○提出方法：持参又は電子メール (Email : yamanaka_a0024@pref.wakayama.lg.jp)

○提出期限：**令和7年5月12日(月)午後5時45分必着**

○提出部数：1部

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日午前9時00分から午後5時45分まで

※電子メールの場合は、電話にて必ず着信確認を行うこと。

(土日祝日を除く、平日午前9時00分から午後5時45分まで)

※質問への回答は関西広域連合ホームページ

(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/>) に掲示し、個別には回答しない。

(3) 参加申込書【様式8】及び誓約書【様式9】

○提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)によること。

○提出期限：**令和7年5月12日(月)午後5時45分必着**

○提出部数：各1部

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日午前9時00分から午後5時45分まで

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること

(4) 提案書等 上記「8 提出書類等について」の(1)から(15)まで

○提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)によること。

○提出期限：**令和7年5月23日(金)午後5時45分必着**

○提出部数：各8部(正本1部、副本7部)

※(1)～(8)はそれぞれ正本1部・副本7部を、その他は各1部を提出すること。

[(12)～(15)は共同企業体で応募の場合のみ提出]

※持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日午前9時00分から午後5時45分まで

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること。

※副本7部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

12 選考方法等

以下に定めるところにより開催する審査会において、提出された提案書等を基にその内容を総合的に審査する。

(1) 次のいずれかに該当するものは失格とする

- ① 提出書類に虚偽の記述をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 「8 公募参加資格」を満たしていない者

(2) 審査員

この公募型プロポーザルにおける審査会の審査員は3名とし、審査会実施後に公表する。

(3) 審査方法

提出された提案書等に対する審査は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、別添に示す審査基準により、各審査員がその内容を採点することにより実施する。

なお、応募者の希望により対面審査とオンライン審査のどちらかを選択できるものとする。
(どちらの形式を選択されても、審査の評価基準や内容に差異はありません。) 【様式8】

(4) 審査会

ア 開催日時・場所

令和7年6月6日(金)午後(予定)

和歌山県庁の会議室(予定)(和歌山市小松原通一丁目1番地)

(詳細な日時・場所については提案者に別途通知する。)

イ 企画提案の所要時間

各参加者30分程度(プレゼンテーション20分以内・質疑10分程度)とする。

ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

- (5) (3)により最も高い得点を獲得した者(以下「最優秀提案者」という。)を契約候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、最優秀提案者の評価点が、基準点(100点満点中60点)に満たない場合は、提案者数に関わらず選定しない。

- (6) (5)により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者はこの求めに対して協議に応じなければならない。

なお、協議が不調の場合は、(3)により順位づけられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。

- (6) 企画提案の採否(審査結果)は、提案者全員に文書にて通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

13 その他留意事項

- (1) 関西広域連合は、受託者が業務の実施にあたり上記項目に反した場合には、契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有することとする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限までに参加申込書を提出しない者は、提案書等を提出できない。
- (4) 参加申込書及び提案書等の作成、提出及びヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書等は返却しない。
- (6) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する責任者を配置するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により関西広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (8) 本業務を実施するに当たっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (9) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、関西広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (10) 受託者は、関西広域連合より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。
- (11) 本業務に係る成果物の著作権法第21条から28条までに規定する権利は関西広域連合に帰属する。

なお、成果物は関西広域連合が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。また、受託者は、関西広域連合が必要に応じて、成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

- (12) 受託者は、関西広域連合の書面による承諾なくして、成果物を利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間の終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (13) 受託者は関西広域連合に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。また、受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は関西広域連合に生じた損害を賠償しなければならない。
- (14) 本業務に関する打合せや資料作成等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費は全て受託者の負担とする。
- (15) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに関西広域連合と協議するものとする。

別添《審査基準》

1 審査の流れ

(1) 要件審査

書類の不備、提案条件等未達成の場合は失格とする

(2) 審査

要件審査を通過した応募書類をもとに、「2 審査項目及び配点」に基づき、審査員が提案内容について審査を行う

【採点基準（技術点）】	10点満点	15点満点	30点満点
A（十分満足できる）	10点	15点	30点
B（満足できる）	8点	12点	24点
C（普通）	6点	9点	18点
D（劣る）	4点	6点	12点
E（かなり劣る）	2点	3点	6点
F（不足である）	0点	0点	0点

2 審査項目及び配点

審査基準は次のとおりとする

◆ 技術点（90点満点）

(1) 業務の目的、内容の理解度【15点満点】

- ・当該業務の目的及び内容を理解した提案となっているか

(2) 装飾及び運営【30点満点】

- ・PRブースが国内外の来場者が魅力的に感じられる装飾デザインとなっているか。
- ・円滑な運営を実施するための手法等について、具体的な提案となっているか。

(3) 業務実施体制、実施スケジュール【15点満点】

- ・業務を実施するための運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、無理なく実施できるスケジュールが示されているか

(4) 業務実績【15点満点】

- ・装飾及び運営業務について、同種又は類似の業務実績が豊富にあるか

(5) 付加提案【15点満点】

- ・関西広域連合が示す仕様を超える内容又は仕様に無い魅力的な内容を提案しているか

◆ 価格点（10点満点）

- ・価格点＝満点(10点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
※小数点第1位を四捨五入する